

R 2 営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 外構工事 (2)

図面目録	
A - 1	外構工事特記仕様書 (1)
A - 2	外構工事特記仕様書 (2)
A - 3	外構工事特記仕様書 (3)
A - 4	外構工事特記仕様書 (4)
A - 5	外構全体平面図，付近見取図
A - 6	現況平面図
A - 7	外構平面図 (1)
A - 8	外構平面図 (2)
A - 9	外構詳細図

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																					
1章 一般共通事項		<p>・製材等(製材, 集成材, 合板, 単板積層材), フローリング, 再生木質ボード(パーティクルボード, 繊維板, 木質系セメント板)については, 合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし, 機能上, 需給上など正当な理由により確保が困難であり, 使用できない場合には監督員と協議するものとし, 監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また, それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は, 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性, 持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし, 監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし, 平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については, 平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には, 上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>・公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は, 監督員の承諾を受けて, 当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>・県内産資材の使用 (1) 受注者は, 木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合, 原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし, 特段の理由がある場合はこの限りでない。なお, W70対象工事については, 県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は, 請負金額が500万円以上の工事について, 県内産資材以外の資材を使用する場合は, 県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し, 承諾を得なければならない。 (3) 受注者は, 工事完了後, 請負金額が500万円以上の工事において, 「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの) 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 徳島県内の工場で加工, 製造された製品 注1 部材, 部品が県外製品であっても, 県内の工場で加工, 製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工, 製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する示方書等の基準を満たす資材, 製品であること。</p> </div> <p>・県内産再生砕石の原則使用 受注者は, 再生砕石を使用する場合, 県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>・受注者は, 徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお, 県内企業調達建材等以外を使用する場合は, 県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>	9. 工事検査及び技術検査	<p>・設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時, 報告書を提出し, 監督員の検査等を受け, 承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>・試験等によらなければ, 確認できない工事(製品)については, 試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し, 監督員の承諾を受け試験を行い, その結果を報告し承諾を得ること。</p> <p>・次表により中間検査の対象工事となった場合は, 原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし, 工事検査員が認める場合は, 一般入札工事に限り, これによらないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>当初請負対象額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>-</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>-</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは, 低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは, 低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>・中間検査の実施時期は, 当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし, 契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>・中間検査が部分払検査と同時期になる場合は, 中間検査を省略することができる。</p> <p>・電子納品: 対象</p> <p>・提出書類 ・竣工図(製本3部, 電子データ2部)(A4・A3・A2・原図版) ・工事写真(写真帳1部(着手前・竣工), 電子データ2部) ・使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付), 電子データ2部) ・保全に関する資料</p> <p>・竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは, 関係図面(データ貸与)を修正して作成し, PDF形式, SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>・工事写真の電子データはしゅん工, 着工前, 資材, 施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については, 工事目的物の状態が, また, 資材, 施工状況等については, 不可視部分の出来形が写真での確に確認できること。</p> <p>・工事写真の撮影は, 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー, 手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー, 手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー, 手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>・工事完成撮影は, 専門家に(よる よらない)ものとする。</p> <p>・受注者は, 建築工事を施工する場合, 原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査, 設計, 工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	-	1回	3千万円以上5千万円未満	-	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	区分	サイズ	着工前	カラー, 手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー, 手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー, 手札版又はサービスサイズ	2章 仮設工事	<p>1. 敷地の状況確認</p> <p>・着工に先立ち, 敷地境界, 既存構造物, 敷地の高低差, 地下埋設物の確認, 近隣建築物及び工作物の現状確認, 排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p> <p>2. ベンチマーク</p> <p>・設計QLの設定は, BM(図示)を±0とし, NGLはBM±(0)mmとする。ただし, 監督員の指示により決定する。</p> <p>3. 足場等</p> <p>・仮囲いを設置する場合は, 設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い, その記録を保管すること。</p> <p>・仮囲い(仕様: フェリク'ラド', H= 1.8 m, L= 235.8 m)(図示)</p> <p>・ゲート(有)・無, 仕様: ｷｯﾌﾟｰｸﾞ-1103.0m×H1.8m)</p> <p>4. 監督員事務所</p> <p>・監督員事務所は(設ける(面積 m²程度) 設けない)</p> <p>5. 工事用用水, 電力等</p> <p>・既存電力利用(出来る 出来ない), 電力料金(有償・無償) ただし, 施設管理者と協議すること。</p> <p>・既存用水利用(出来る 出来ない), 用水料金(有償・無償) ただし, 施設管理者と協議すること。</p> <p>6. 工事車両駐車場等 資材置場 現場事務所用地等</p> <p>・同用地は, 施設管理者と協議すること。</p> <p>7. 仮設トイレの洋式化</p> <p>・受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において, 仮設トイレを設置する場合, 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また, 現場従事者に女性が含まれる場合は, 原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 標準とする。ただし, 特段の理由がある場合は, この限りでない。 ・受注者は, 仮設トイレを設置した場合, 「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>洋式トイレとは, 和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 快適トイレとは, 洋式トイレのうち, 防臭対策・施設強化などが実施された, 女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																											
3千万円未満	-	1回																											
3千万円以上5千万円未満	-	2回																											
5千万円以上1億円未満	1回	2回																											
1億円以上	2回	3回																											
区分	サイズ																												
着工前	カラー, 手札版又はサービスサイズ																												
工事中	カラー, 手札版又はサービスサイズ																												
竣工	カラー, 手札版又はサービスサイズ																												
6. 化学物質を発生する 建築材料等		<p>・本工事に使用する建築材料は, 設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし, 次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板, 木質系フローリング, 構造用パネル, 集成材, 単板積層材, MDF, パーティクルボード, その他の木質建材, コリア樹脂板及び仕上げ塗材は, ホルムアルデヒドを発生しないか, 発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(2) 保温材, 緩衝材, 断熱材は, ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか, 発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(3) 接着剤は, フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し, ホルムアルデヒド, アセトアルデヒド, トルエン, キシレン, エチルベンゼンを発生しないか, 発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(4) 塗料は, ホルムアルデヒド, トルエン, キシレン, エチルベンゼンを発生しないか, 発散が極めて少ないものとする。</p> <p>(5) (1), (3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具, 書架, 実験台, その他の什器等は, ホルムアルデヒドを発生しないか, 発散が極めて少ないものとする。</p>	11. 火災保険	<p>・対象物 工事目的物及び検査済材(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>・付保除外工事 次に掲げる単独工事については, 付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上, 必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>・付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に, 木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に, 請負金額相当額を付保する。 また, 模様替え工事等については, 工着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>・保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお, 工期延伸した場合には, 保険の期間も延長すること。</p> <p>・その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は, 火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は, 受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>																									
7. 施工		<p>・工事現場監督員は常駐できないので, 疑問な点, その他打合せ決定を要する事項は, 監督員の出向いた時, 又は営繕課へ問い合わせ, 工事に滞漏のないようにすること。</p> <p>・施工にあたっては, 設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は, 工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので, 注意して施工すること。手直し工事は, 受注者の責任において実施し, それに要する費用は受注者の負担とする。</p>	12. デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	<p>・受注者は, デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は, 監督員の承諾を得たうえで, デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下, 「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>・対象工事は, 徳島県CALLS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>																									
8. 技能士の適用		<p>・技能士の適用については, 次の技能検定作業(以下, 「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は, 職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし, 資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は, 適用する工事作業中, 1名以上の者が自ら作業をすとともに, 他の技能者に対して, 施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は, 氏名, 検定職種, 技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により, 資格を明示するものとする。 なお, 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>印・・・適用作業</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・型枠工事作業	左官	左官	・左官作業	配管	配管	・建築配管作業	植栽	造園	・造園工事作業			
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																											
仮設	とび	・とび作業																											
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業																											
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業																											
型枠	型枠施工	・型枠工事作業																											
左官	左官	・左官作業																											
配管	配管	・建築配管作業																											
植栽	造園	・造園工事作業																											
			徳島県県土整備部営繕課		<p>工事名 R2営繕 阿南光高等学校 阿南・新野 外構工事(2)</p> <p>図面番号 A-02</p> <p>図面名 外構工事特記仕様書(2)</p> <p>縮尺 -</p>	<p>株式会社橋建築事務所</p> <p>一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明</p>																							

章	項目	特記事項
3章 土工	1. 根切り	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30m程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
	2. 排水	<ul style="list-style-type: none"> 工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。
	3. 埋め戻し及び盛土	<ul style="list-style-type: none"> 使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。 建設発生土を搬入する場合には、土壌検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壌基準に適合しないものについては、搬入することができない。ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。 (1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合 (2) 購入土(切込砕石、砂、真砂土等)である場合 余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。 六価クロム溶出試験を(行う・行わない)。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。
	4. 地均し	<ul style="list-style-type: none"> 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。
	5. 建設発生土の処理	<ul style="list-style-type: none"> 場内敷き均し及び場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。 土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。 場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。 ・最終処分場の指定(記入例) 排出土:普通土 会社名:(株)ヒロックス 所在地:阿南市加茂町黒河22-10ほか6筆 処分単価:1m³当たり800円(税抜き) 運搬距離:約10kmを見込んでいる。
	6. 建設発生汚泥の処理	<ul style="list-style-type: none"> 発生した場合、現場内再生利用もしくは場外搬出とする。 発生汚泥を再生利用する場合には、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に準拠し、その内容等を明記した施工計画書を監督員に提出し、承認を受けた後に施工すること。また、施工計画書の承認を受ける際には、関係部局との協議に協力すること。 舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。

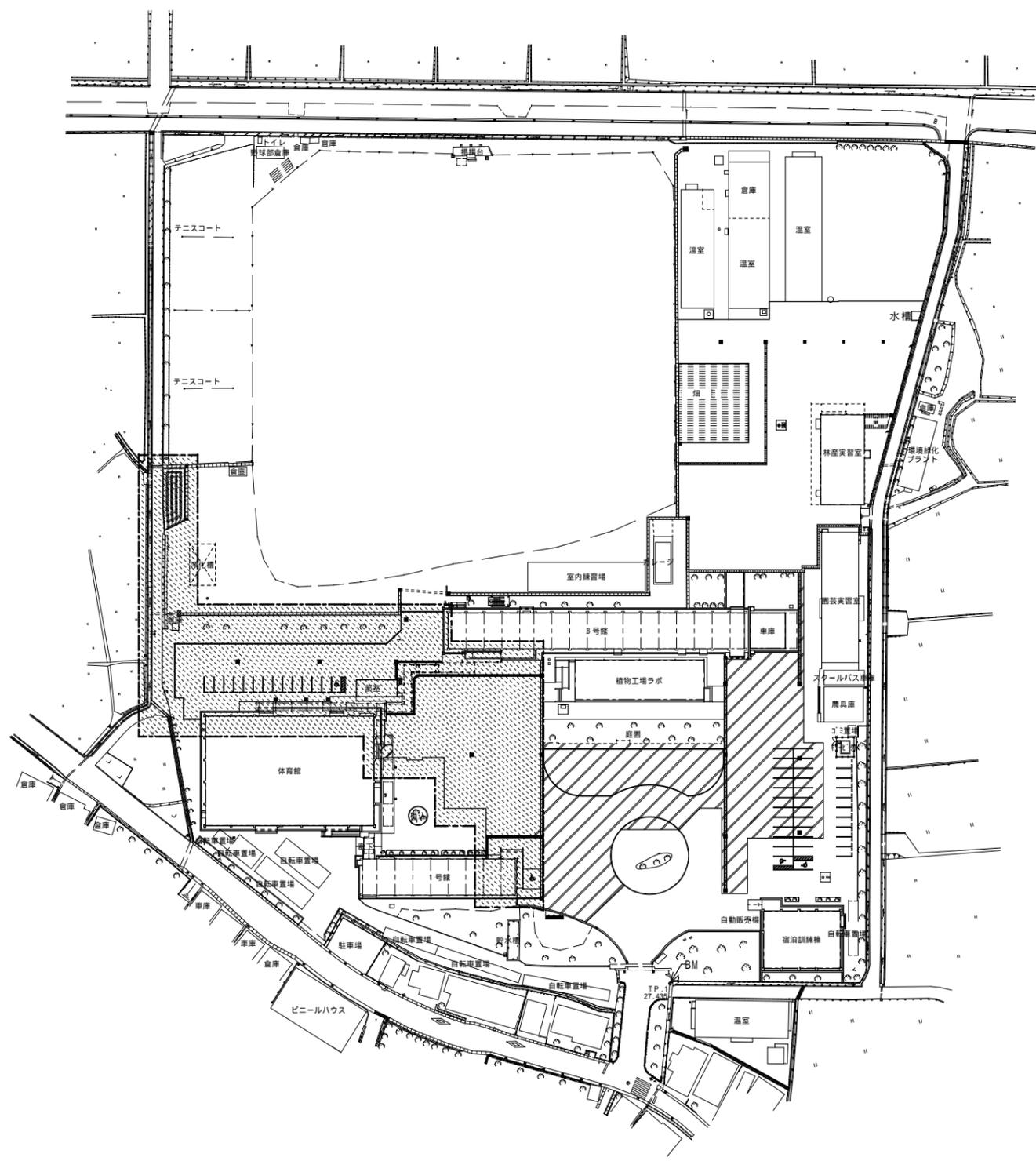
章	項目	特記事項																
4章 地業工事	1. 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。 																
	2. 砂利・砂・副り石及び捨コンクリート地業等	<ul style="list-style-type: none"> 材料は、市場品とする。 砂利及び砂地業 <ul style="list-style-type: none"> 厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締固めを行う。 砂利は、(切込砂利・切込砕石・再生クラッシャーラン)とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切込砂利</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>切込砕石</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>C-40</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 締固めは、ランマー-3回突き、振動コンパクター-2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。 捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm²)とし、厚さは図示mmとする。 	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	切込砂利				切込砕石	図示	図示	C-40	再生クラッシャーラン	図示	図示	RC-40
	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲														
切込砂利																		
切込砕石	図示	図示	C-40															
再生クラッシャーラン	図示	図示	RC-40															
3. 地盤改良	<ul style="list-style-type: none"> 六価クロム溶出試験を(行う・行わない)。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。 																	

章	項目	特記事項																
5章 鉄筋工事	1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD295A</td> <td>D10, 13</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JIS G 3551</td> <td>溶接金網及び鉄筋格子</td> <td>網目の形状: 寸法: 150 x 150 径: 6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, 13	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-		JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状: 寸法: 150 x 150 径: 6	
	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)														
	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10, 13														
	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-															
	JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状: 寸法: 150 x 150 径: 6															
	2. 材料試験	<ul style="list-style-type: none"> 材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。 																
3. 鉄筋の継手及び定着	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。 結束線の端部は内側に折り曲げる。 鉄筋の90°未滿の折曲げの内法直径は標仕6.3.2による。 鉄筋の定着方法及び長さは標仕5.3.4による。 																	
4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1部-基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7部-梁貫通孔その他配筋〕による。 																	
5. 配筋検査	<ul style="list-style-type: none"> 主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。 																	
6. あと施工アンカー工事	<ul style="list-style-type: none"> あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。 施工確認試験を(行う・行わない)。 																	

章	項目	特記事項																																			
6章 コンクリート工事	1. 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準強度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm²)</th> <th>調合管理強度 Fm(N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>21+S</td> <td>15</td> <td>無</td> <td></td> <td>2.4</td> <td>外構工作物</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。なお、構造体強度補正值(S)は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。 コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。 ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。 コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。 合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A・B・C)種とする。 コンクリートの仕上りの平たんさは標仕表6.2.5による。 セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント)混合セメントA種・高炉セメントB種・フライアッシュセメントB種)とする。 骨材は、標仕6.3.1(2)による。 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる・できない)。 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 試験練りは(行う・行わない)。 所要空気量は4.5%±1.5%とする。 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれかが一つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5214高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種またはC種〕あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種またはC種〕もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。 混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。 	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調合管理強度 Fm(N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21	21+S	15	無		2.4	外構工作物																			
	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調合管理強度 Fm(N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																													
	普通	21	21+S	15	無		2.4	外構工作物																													
	2. コンクリートの仕上がり	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(1)(ア)による。 ひび割れ誘発目地位置は監督職員との協議による。 																																			
	3. 普通コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> 工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。 																																			
	4. 打継ぎの位置 ひび割れ誘発目地 打継ぎ目地	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(1)(ア)による。 ひび割れ誘発目地位置は監督職員との協議による。 																																			
	5. 型枠 コンクリート 工場の指定	<ul style="list-style-type: none"> 型枠は、(県産木製型枠・合板・金属製・樹脂系・打込み型枠・ブロック)とする。原則として、県産木材型枠を使用する。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td>杉</td> <td>12</td> <td>外構工作物</td> </tr> <tr> <td>6.8.2 (2)(ア)</td> <td>A種</td> <td>あり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2 (2)(イ)</td> <td>B種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2 (2)(イ)</td> <td>C種</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.8.2 (2)(イ)</td> <td>普通型枠</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。 	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	-	なし	杉	12	外構工作物	6.8.2 (2)(ア)	A種	あり				6.8.2 (2)(イ)	B種	なし				6.8.2 (2)(イ)	C種	なし				6.8.2 (2)(イ)	普通型枠	なし		
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																																
県産木製型枠	-	なし	杉	12	外構工作物																																
6.8.2 (2)(ア)	A種	あり																																			
6.8.2 (2)(イ)	B種	なし																																			
6.8.2 (2)(イ)	C種	なし																																			
6.8.2 (2)(イ)	普通型枠	なし																																			
7. 無筋コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> 無筋コンクリートは、次の場合に適用する。 ・捨コンクリート ・補強筋を必要としないコンクリート 設計基準強度 (18) N/mm² , スランプ (15) cm 適用箇所: 図示 																																				

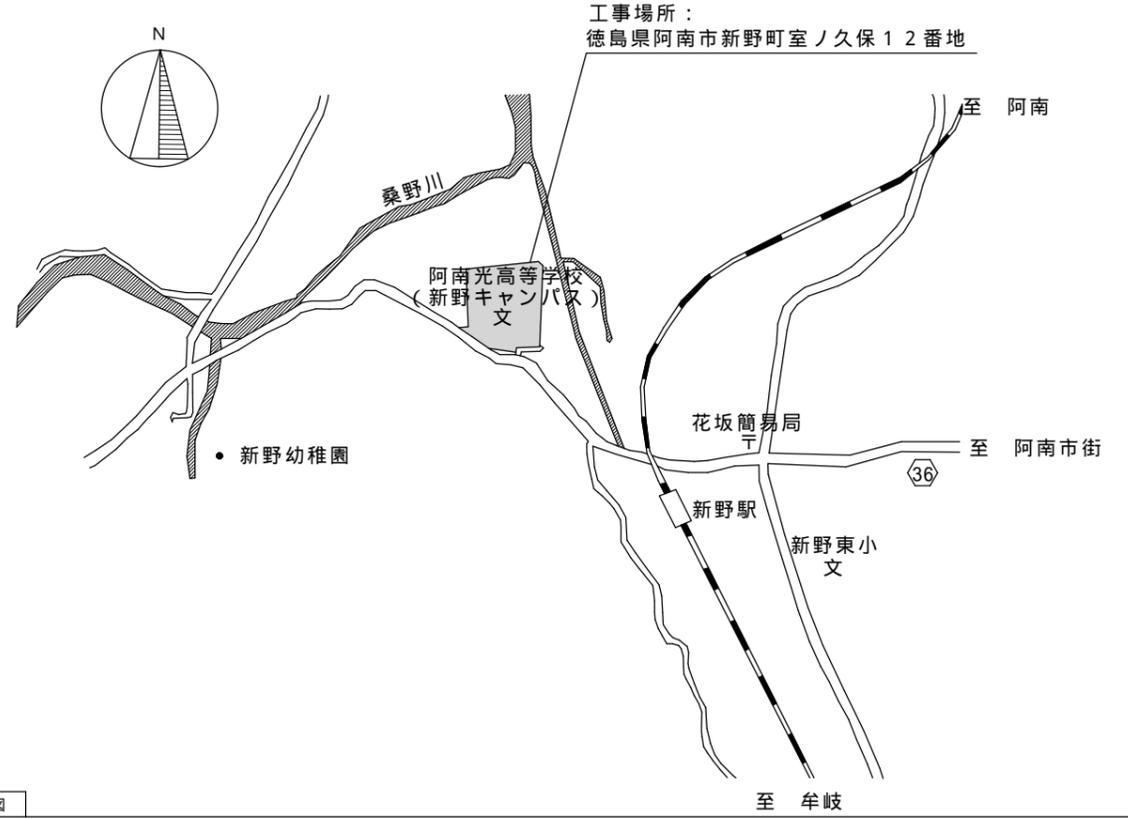
徳島県土木整備部管轄課		工事名 R 2管轄 阿南光高等学校 阿南・新野 外構工事 (2)	図面番号 A - 03	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
		図面名 外構工事特記仕様書 (3)	縮尺 -	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																
7章 排水工事	1. 排水管 2. 側溝、排水樹等 3. 街きよ、縁石、側溝 4. その他	<ul style="list-style-type: none"> 排水管材 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th> <th>管の種類</th> <th>呼び径</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠心力鉄筋コウクリト管</td> <td>外圧管(B型)(1種)</td> <td>HP250, HP300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 側溝の形状: 図示 排水マスの種類: 図示 グレーチング <table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>用途</th> <th>適用荷重</th> <th>メノバ・ビツ</th> <th>亜鉛めっき付着量</th> <th>上面形状</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スチール</td> <td>排水蓋</td> <td>T-14</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 製造所: 評価名簿による 砂の粒度試験は、(行う ・ 行わない) 地業材料:再生クラッシャーラン 厚さ:図示 砂利地業の厚さは、()mmとする。 コンクリート設計基準強度等: 21 N/mm², スランプ= 15 cm 街きよ、縁石及び側溝 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>寸法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>縁石</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>側溝</td> <td>図示</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 地業材料の種類:再生クラッシャーラン 厚さ:図示 コンクリート:設計基準強度(21 N/mm²), スランプ(15) 埋め戻し材料:(A ・ B ・ C ・ D)種とする。 排水工事の様子は、図示以外は、建築工事標準詳細図による。 	材種	管の種類	呼び径	備考	遠心力鉄筋コウクリト管	外圧管(B型)(1種)	HP250, HP300		材質	用途	適用荷重	メノバ・ビツ	亜鉛めっき付着量	上面形状	備考	スチール	排水蓋	T-14					名称	形状	寸法	備考	縁石	図示	図示		側溝	図示	図示					
材種	管の種類	呼び径	備考																																					
遠心力鉄筋コウクリト管	外圧管(B型)(1種)	HP250, HP300																																						
材質	用途	適用荷重	メノバ・ビツ	亜鉛めっき付着量	上面形状	備考																																		
スチール	排水蓋	T-14																																						
名称	形状	寸法	備考																																					
縁石	図示	図示																																						
側溝	図示	図示																																						
8章 舗装工事	1. コンクリート舗装	<ul style="list-style-type: none"> 設計基準強度(21 N/mm²), スランプ(15), 粗骨材の最大寸法(20) 表面の仕上げ(刷毛引き) <table border="1"> <thead> <tr> <th>舗装の種類</th> <th>部 位</th> <th>舗装の厚さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コウクリト舗装</td> <td>図示</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> 目地材は注入の場合(低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ)による。 目地 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 位</th> <th>目地の種類</th> <th>目地の間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コウクリト舗装</td> <td>かッ目地切</td> <td>2m~3m程度</td> </tr> </tbody> </table> 溶接金網は使用(する ・ しない)。 コンクリート版の厚さは、型枠据付後、水糸又はレベルにより測定する。 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。 表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。 	舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)	コウクリト舗装	図示	100	部 位	目地の種類	目地の間隔	コウクリト舗装	かッ目地切	2m~3m程度																										
舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)																																						
コウクリト舗装	図示	100																																						
部 位	目地の種類	目地の間隔																																						
コウクリト舗装	かッ目地切	2m~3m程度																																						
9章 植栽工事	1. 一般事項 2. 芝張り、吹付けは種及び地被類	<ul style="list-style-type: none"> 土壌の水素イオン濃度指数(pH)の試験は(行う ・ 行わない)。 土壌の電気伝導度(EC)等の試験は(行う ・ 行わない)。 芝張り <ul style="list-style-type: none"> 芝の種類は(こうらい芝 ・ 野芝)とし、工法は(目地張り ・ べた張)とする。 客土は(真砂土)とする。 吹付けは種 <ul style="list-style-type: none"> 吹付け面の土性及び硬度の測定は(行う ・ 行わない)。 種子の種類は()とする。 被膜養生は(行う ・ 行わない)。 養生剤の散布量は0.8~1.0L/m²とし、全面散布する。 枯補償期間は、引渡の日から(1 年)とする。 																																						
			徳島県土木整備部管轄課	工事名 R2宮崎 阿南光高等学校 阿南・新野 外構工事(2)	図面番号 A-04	株式会社橋建築事務所																																		
				図面名 外構工事特記仕様書(4)	縮尺	一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明																																		



外構全体平面図 S=1/1,000

/// : 本工事範囲を示す
●●● : 別途工事範囲を示す



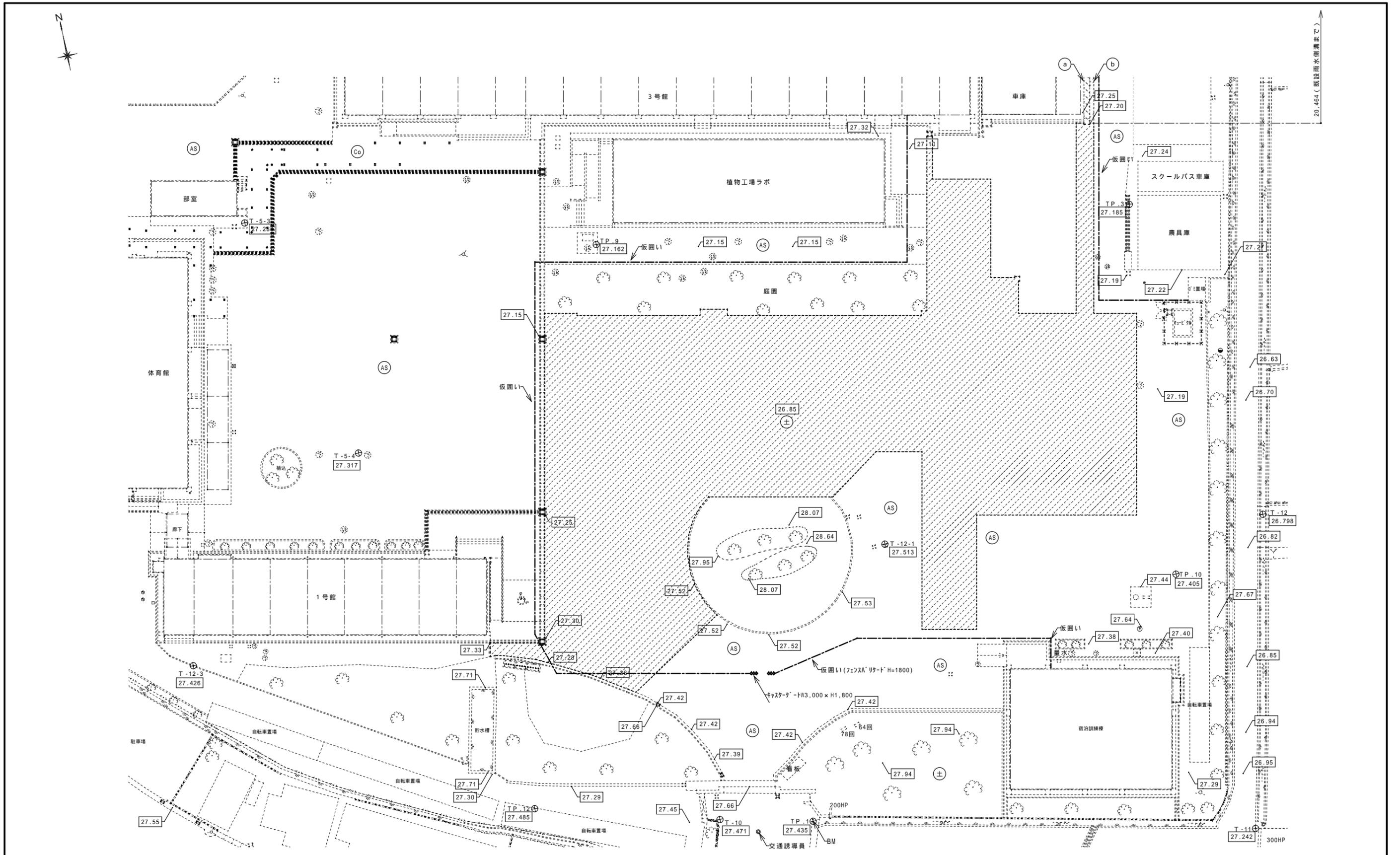
付近見取図

工事場所：
徳島県阿南市新野町室ノ久保12番地

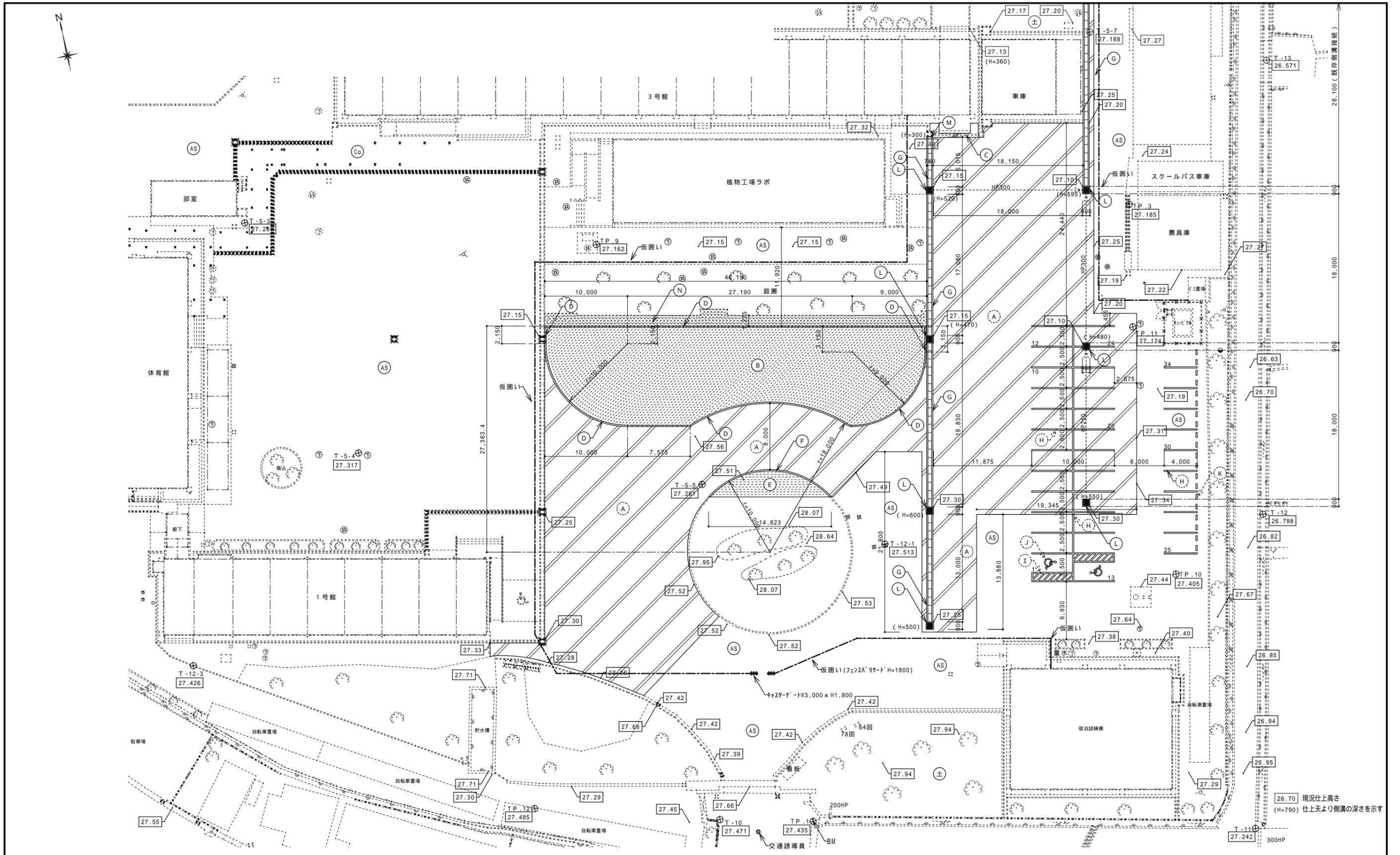
支障物件について

- ・受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ・地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- ・受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

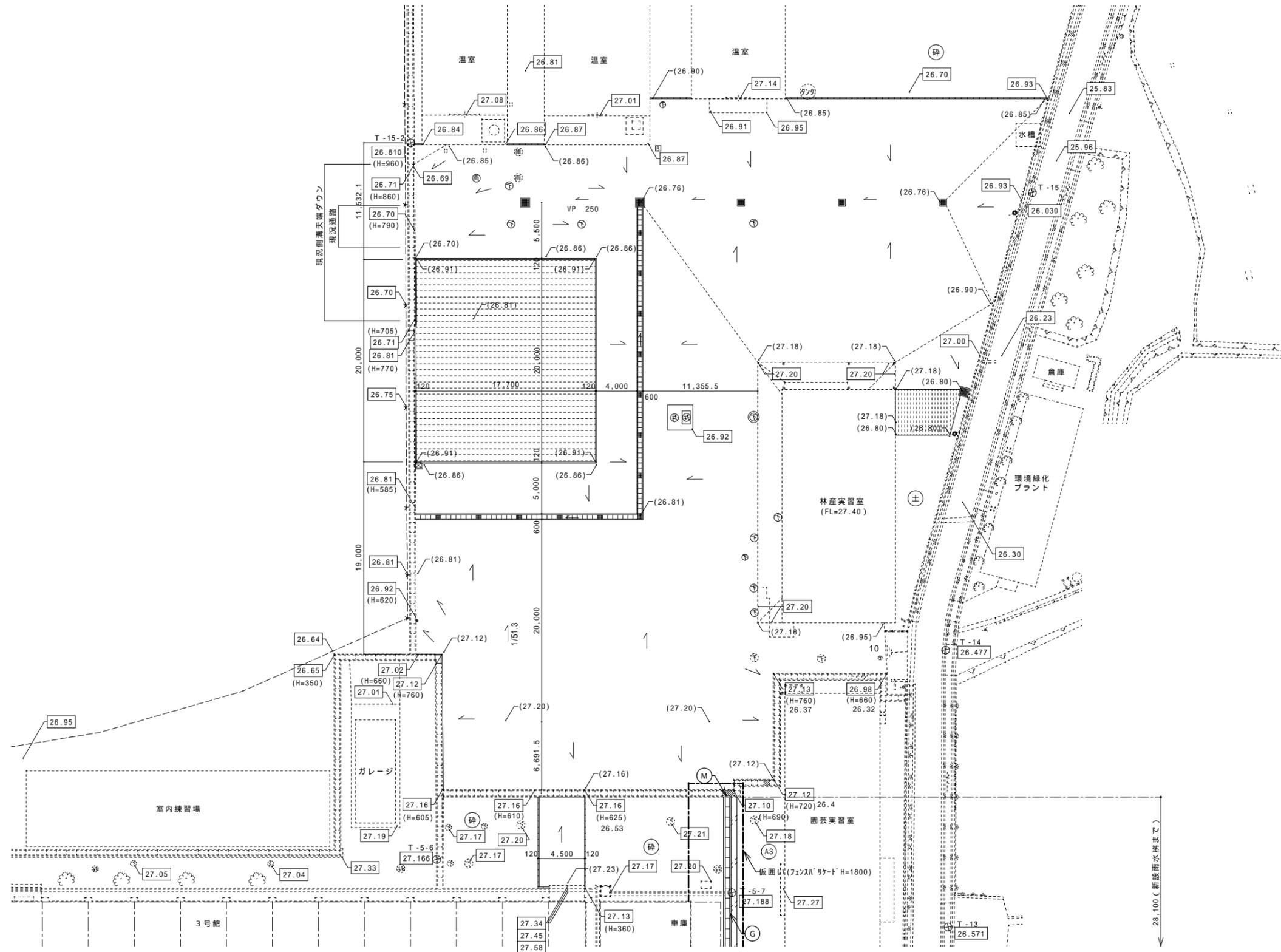
徳島県土整備部管轄課	工事名 R2管轄 阿南光高等学校阿南・新野 外構工事(2)	図面番号 A-05	株式会社橋建築事務所 一級建築士事務所登録 徳島県知事 第61015号 〒770-0868 徳島市福島2丁目5番9号 TEL 088-625-7878 FAX 088-625-7885 一級建築士登録 第333705号 森脇康明
	図面名 外構全体平面図, 付近見取図	縮尺 1/1,000	



既存舗装仕上り		凡例 (撤去工事)	
記号	仕様	記号	仕様
AS	既存アスファルト舗装 t=50	a	既存側溝撤去
Co	既存コンクリート舗装 t=100	b	既存アスファルト舗装 t=50撤去 (復旧は別途舗装工事)
砕	既存砕石敷		
土	整地のまま		



既存舗装仕上り		凡例	
記号	仕様	記号	仕様
AS	既存アスファルト舗装 t=50	A	アスファルト舗装 t=50 (別途舗装工事)
Co	既存コンクリート舗装 t=100	B	真砂土 t=100
砕	既存砕石敷	C	コンクリート舗装 t=100
土	整地のまま	D	緑石
		E	芝張り
		F	コンクリート土留め壁 W=150
		G	雨水側溝
		H	白線引き W=150 (別途舗装工事)
		I	白線引き (ビブラ) (別途舗装工事)
		J	白線引き (車椅子マーク) (別途舗装工事)
		K	車止め (別途舗装工事)
		L	雨水樹 (H=**) は仕上天からの管底、水路底のℓを示す
		M	新設側溝合流面 コンクリート撤去・差筋アツカ打込
		N	埋戻し整地



26.70 現況仕上高さ
(H=790) 仕上天より側溝の深さを示す

既存舗装仕上リスト		凡例							
記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様
AS	既存アスファルト舗装 t=50	A	アスファルト舗装 t=50 (別途舗装工事)	E	芝張り	I	白線引き (ゼブラ) (別途舗装工事)	M	新設側溝合流面 コンクリート撤去・差筋ツカ打込
Co	既存コンクリート舗装 t=100	B	真砂土 t=100	F	コンクリート土留め壁 W=150	J	白線引き (車椅子マーク) (別途舗装工事)	N	埋戻し整地
砕	既存砕石敷	C	コンクリート舗装 t=100	G	雨水側溝	K	車止め (別途舗装工事)		
土	整地のまま	D	緑石	H	白線引き W=150 (別途舗装工事)	L	雨水樹 (H=****) は仕上天からの管底、水路底レベルを示す		

